

身体拘束等の適正化のための指針

特定非営利活動法人 VIVID

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の行動の自由を制限し、人格と個性の尊重を阻むものである。これは、各人の人格を尊重するという特定非営利活動法人 VIVID（以下 VIVID）の理念に反するものであり、VIVID は身体拘束等を行わないことを原則とする。

2. 身体拘束等に該当する具体的な行為（虐待防止の手引き 厚生労働省作成より抜粋）

- ①車いすやベッド等に縛り付ける
- ②手指の機能を制限するためミトン型の手袋をつける
- ③行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着させる
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する 等

3. 身体拘束等の適正化のための事業所の体制

VIVID は、虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として「虐待防止・身体拘束等の適正化委員会」を設置し、年 1 回以上開催する。身体拘束等の適正化のために、同委員会において、次のことを検討・協議する。

- ① 同委員会の運営に関すること
- ② 本指針の整備に関すること
- ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待・身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待・身体拘束等を把握した場合に、区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待・身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- ⑧ その他、身体拘束等の適正化に必要な事項

4. 「虐待防止・身体拘束等の適正化委員会」の構成メンバー

同委員会は、法人事務局長、相談支援事業所管理者、B 型事業所管理者、および事務局長または管理者が指名する現場職員で構成する。

5. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、「虐待防止・身体拘束等の適正化委員会」において検討を行う。身体拘束を行うことよりも、行わないことによる危険性が高い例外的な場合で、下記3要件の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・家族の説明、確認を得たうえで身体拘束を行う。

【身体拘束の3要件】

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であること

また、身体拘束等を行った場合、その後も継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や解消の時期などを検討する。

6. 行政等への相談・報告、連携

身体拘束等を行う場合、新宿区に相談、報告を行う。利用者への支援の中で様々な問題を事業所で抱え込まず、当該利用者の相談支援事業所や担当保健師等、関係する機関と連携して支援について様々な視点からアドバイスや情報を得る。

7. 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、グループウェアに設けた書式に、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。

8. 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

当該方針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページに掲載し利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

9. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

法人職員全体で、支援にあたり緊急やむを得ない場合の身体拘束等と判断しているか、他の方法がないのか、十分議論して共通認識を持ち、虐待・拘束を無くすよう取り組む。

また、「身体拘束等を行わないこと」を目標とせず、「より良い支援」の実現を目指す。

附則

この指針は、令和5年2月1日より施行する